

設備投資を100%償却できる税制が延長

中小企業の「稼ぐ力」を後押しするため、一定の設備投資について即時償却または税額控除の適用を認める「中小企業等経営強化税制」。2023年度の税制改正では、その適用期限が2年間延長された。本税制の活用実績と活用方法を解説する。



中田 和重
中田公認会計士事務所 所長
公認会計士・税理士

【Q1】中小企業等経営強化税制の適用対象は？

延長された中小企業等経営強化税制の概要と適用される中小企業の要件は図表1のとおりで、同時に延長された中小企業投資促進税制と比べると対象となる設備が幅広く、かつ償却額および税額控除の割合も大きくなっています。

経営力強化税制は、経営力向上計画の認定を受けた青色申告を提出する中小企業者等が、一定の設備を新規取得し、事業年度内に事業供用をした場合に、即時償却か税額控除が適用できます。

図表1 中小企業等経営強化税制と中小企業投資促進税制の概要

中小企業等経営強化税制では、中小企業等が2023年4月1日～2025年3月31日に一定の設備を取得した場合、法人税について、即時償却または取得価額の10%の税額控除が選択適用できる（資本金3,000万円以下は税額控除7%）。

* 中小企業等とは資本金1億円以下で、①資本金1億円超の同一の大規模法人から1/2以上または②複数の大規模法人から2/3以上の出資を受ける法人、③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人を除く。

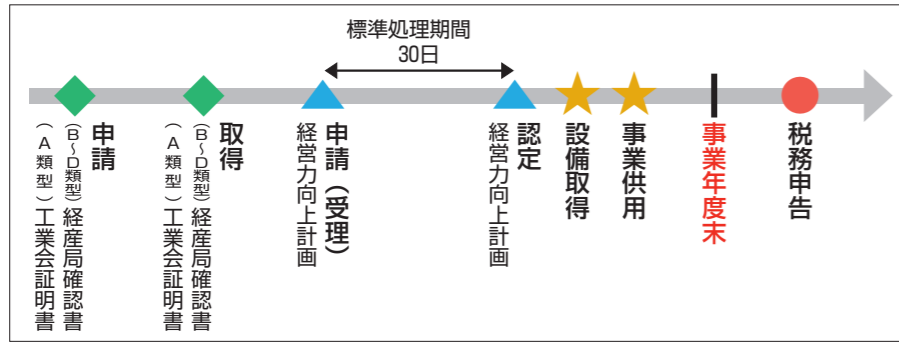
設備の要件 (価格要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%）			
	生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上	デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備		
	収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資	経営資源集約化に資する設備（D類型） 修正ROAまたは有形固定資産回転率の改善が見込まれるパッケージ投資		
	【中小企業投資促進税制（中促）】 30%特別償却又は税額控除7% （※30%特別償却のみ適用）			

※資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

図表2 中小企業経営強化税制の申請手続き（設備の取得時期の原則と例外）

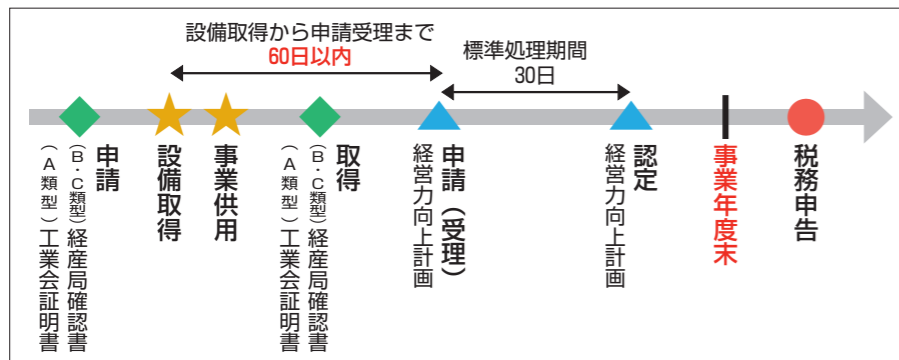
（1）経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得する場合（原則）

- ①設備を取得する前に必ず工業会証明書や経産局確認書を申請・取得する。
- ②「日本標準産業分類」で該当する事業分野を管轄する主務大臣に経営力向上計画を申請し、認定を受ける。



（2）設備取得後に経営力向上計画を申請する場合（例外）

制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備の事業供用年度（各企業の事業年度）内に経営力向上計画の認定を受ける必要がある。D類型は、事業承継等実施後に設備の取得が必要なので例外は認められない。



（3）柔軟な取り扱い

上記（1）（2）の工業会証明書や経済局確認書の取得の前に経営力向上計画を申請し、確認書等の取得と同時に計画認定に係る審査を行うことも可能。

出典：図表1・2とも「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」（中小企業庁）

この税制の対象となる設備投資は、例えば製造業を営む企業の工場、小売業を営む企業の店舗のように、その企業が営む生産活動、販売活動、役務提供活動等に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます（建物対象外）。

適用対象となる設備は、「生産性向上設備（A類型）」、「収益力強化設備（B類型）」、「デジタル化設備（C類型）」、「経営資源集約化に資する設備（D類型）」の4つに分類されます。4つのうちC類型は遠隔操作や自動制御等が、

この手続き及び柔軟な取り扱いの手続きの流れは図表2のとおりです。

これを添付して経済産業局に確認書を申請した後で設備を取得する必要があります。

しかし、4月以降にすでに設備投資の発注や着工をしている場合でも、設備の取得前（機械等であれば、機械等の検収を終えて所有権を得る前、請負契約に基づく建物については一般に引き渡しを受ける前）に経済産業局に確認書の申請を行い、それ以降の手続きがすべて事業年度末までに終了すれば税制の適用は可能です。

【Q2】中小企業等経営強化税制の適用実績は？

D類型はM&Aを行った後の設備投資が対象となるなど、あまり一般的ではないため、A及びB類型についてQ3以降で解説をします。

財務省が2023年2月に国会に提出した、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（2021年4月1日から2022年3月31日までに終了した事業年度）」によれば、中小企業等経営強化税制の即時償却の適用件数は、1万6266件で適用総額は4885億円でした。適用額の最高額は26億円で、上位10件の合計額は170億円でした。

また税額控除の適用件数は、7653件で適用総額は115億円でした。適用額の最高額は1億6000万円で、上位10件の合計額は6億円でした。適用実績によれば、税額控除より即時償却を適用する企業が多く、積極的に設備投資を行い投資資金を早期に回収する即時償却を選択する企業が多いようです。

【Q3】A類型とB類型申請の手続きは？

「生産性向上設備（A類型）」は、機械等を単独で取得する場合に適用できます。「収益力強化設備（B類型）」は、工場の生産ラインを新設する際や小売りの店舗を新設する際の機械装置、工具・器具備品、建物附属設備、ソフトウェア等への設備投資一式に適用できます。